

ID: 5019

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	測量及び調査のための土地の立入りの許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第60条第1項ただし書		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】</p> <p>法第60条第1項ただし書の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第60条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。第62条第1項及び第142条第1号において「立入許可権者」という。)の許可を受けた場合に限る。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日